

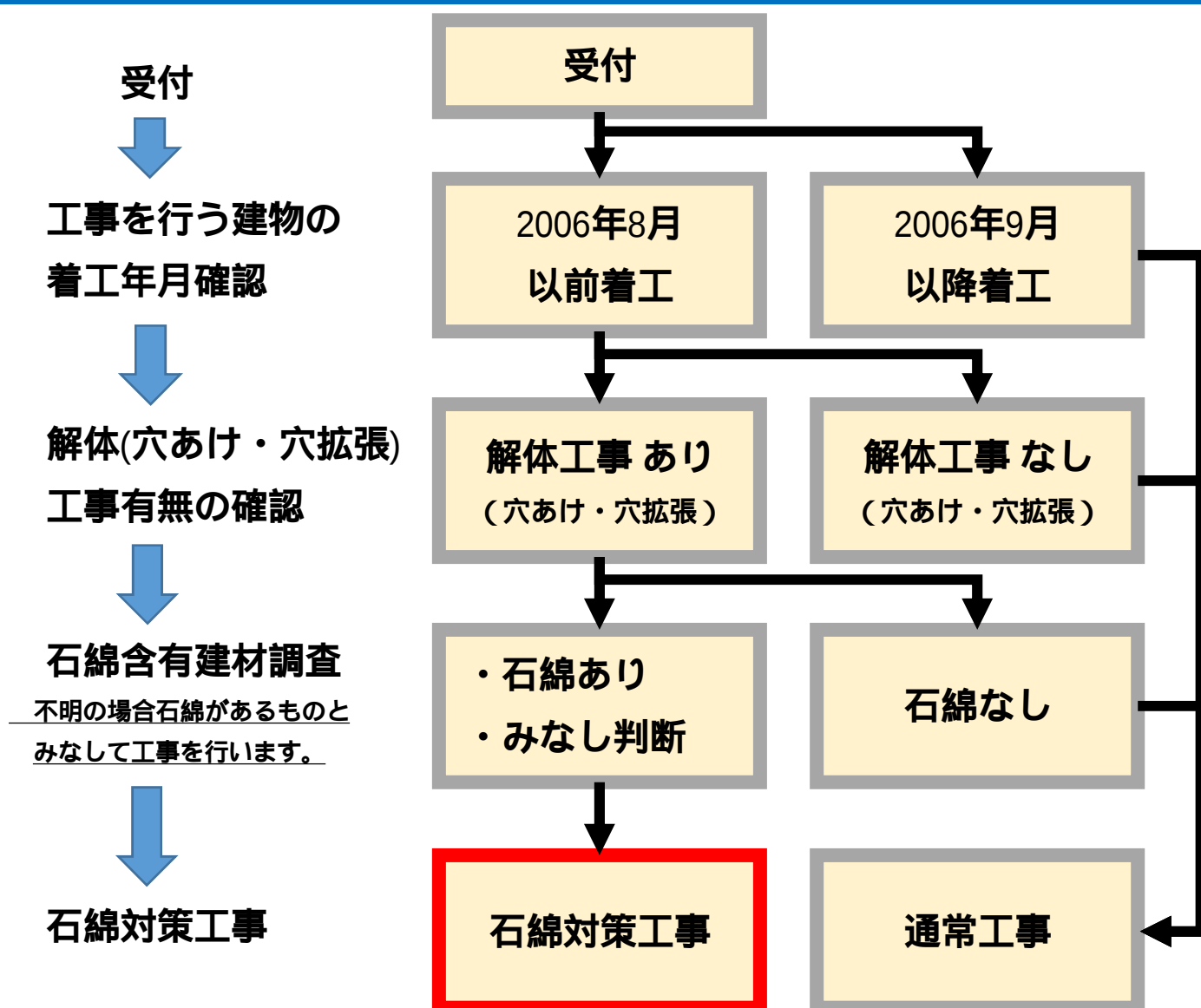
住急番・リフォーム工事をお申し込みのお客様へ

石綿(アスベスト)とは

天然の繊維状鉱物の一種で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。石綿(アスベスト)の繊維は、吸入すると肺線維症(じん肺)や中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることも知られています。

2006年(平成18年)9月1日から製造・輸入・使用が全面的に禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には石綿を含む建材や塗料が使用されている可能性があります。このため、石綿障害予防規則や大気汚染防止法等の関連法令により、穴あけや穴拡張、解体工事を行う際には、有資格者による石綿の有無に関する事前確認を行い、石綿が使用されている、またはその可能性がある場合には粉じんが飛散しないよう対策して工事を行うことが定められております。

石綿(アスベスト)の事前確認の流れ



工事を行う建築物の着工年月確認

法令により、建築物の着工年月の確認は設計図書などの文書で確認するように定められております。現地調査日または工事日当日に確認させていただきますので、下記のいずれかの書類をご準備下さいますようお願いいたします。

工事日当日に追加工事等により石綿対策工事が必要となった場合、後日施工となる場合がございます。

ご準備いただくもの

- ・ 建築確認通知書
- ・ 建築台帳記載事項証明書
- ・ 建物登記簿謄本
- ・ 検査済証
- ・ 固定資産税課税台帳



解体(穴あけ・穴拡張)工事の有無の確認

工事にあたって、建築物の解体または穴あけ・穴拡張を伴う工事が発生するかどうかを判断いたします。

石綿含有建材調査

法令により、着工年月が2006年(平成18年)8月以前の建物に解体(穴あけ・穴拡張)工事を行う場合には、石綿(アスベスト)の使用の有無を有資格者によって調査を行うことが定められています。調査には 着工年月確認でご準備いただいたものや、建物の図面、仕様書などの設計図書一式が必要となりますので、ご準備をお願いいたします。

ご準備いただくもの

- ・ 竣工図または設計図書等
- ・ 建築確認申請書



石綿対策工事

法令により、石綿含有建材調査の結果、施工箇所の建材に石綿を含むものがある、または石綿を含んでいるかどうか不明の場合には有資格者により、粉じんが飛散しないよう対策をすることが定められております。石綿対策工事を行う際には、ばく露防止の為、一時的に施工場所へのお客様の立ち入りができなくなりますのでご注意ください。